

# 令和6年度 桑名市自主防災組織育成事業補助金要領

## 1. 事業概要

自主防災組織の育成及び強化を図るため、防災資機材整備及び自主防災活動に要する費用について補助金を交付する。

## 2. 補助対象団体

桑名市自主防災組織結成届出書を市長に届け出ており、かつ自主防災組織規約により、平常時及び災害時における活動を明確に示した団体とする。

## 3. 補助対象事業

補助の対象は、次に掲げる事業とする。

(1) 防災資機材整備 (【別表1】「補助対象防災資機材一覧」参照)

(2) 自主防災活動 (【別表2】「補助対象自主防災活動一覧」参照)

### 【補助金を受けるにあたっての注意】

- ・必ず補助金の交付決定後に事業の実施を行うこと(交付決定前に資機材の購入や自主防災活動を実施した場合、補助金の交付は受けられない)。ただし、やむを得ない事情により交付決定前に事業の実施が必要な場合、事前に防災・危機管理課と協議の上で「事前着手申請書」等の提出により事業の実施の承認申請を行うことができる。
- ・その他、【別表1, 2】の下部の注釈についても確認の上、申請を行うこと。

## 4. 補助金の額

(1) 防災資機材整備

整備に要する費用(税込)に5分の2を乗じて得た額(40%)とする。なお、100円未満の端数は切り捨てるものとし、12万円を上限とする。

※例: 税込み10万円で資機材の購入を行った場合の補助額は4万円、30万円以上の場合12万円(満額)となる。

(2) 自主防災活動

活動に要する費用(税込)に5分の2を乗じて得た額(40%)とする。なお、100円未満の端数は切り捨てるものとし、12万円を上限とする。

※補助金の申請が(1)と(2)両方の場合は、合計して12万円を限度とする。

※補助金の交付は市予算の範囲内で実施するため、各自主防災組織からの交付申請額が予算を超えた場合は、予算の範囲内において按分するものとする(交付申請額よりも交付決定額が少なくなる場合がある)。

※補助金の申請は、自主防災組織1団体につき、年度を通じて(1)、(2)それぞれ1回のみとする。

## 5. 補助金交付の流れ

(1) 交付申請

### 【提出書類】

- ・令和6年度桑名市自主防災組織育成事業補助金交付申請書 様式第1号(第3条関係)

### 【添付書類】

- ・事業計画書(防災資機材整備用) 様式1-1、(自主防災活動用) 様式1-2(第3条関係)
- ・見積書(コピー可、宛名は自主防災組織名)
- ・役員等名簿 様式第2号(第3条関係)
- ・誓約書兼同意書 様式第3号(第3条関係)
- ・その他、補償対象によって必要となる資料等

※自主防災組織の代表者等の変更があった場合は、併せて「自主防災組織変更届出書」を提出すること。

※申請時において、「自主防災組織結成届出書」、「自主防災組織規約」が、市に提出されていない場合は、上記の書類と併せて提出すること。

## (2) 交付決定

- ・交付申請書類等の内容を審査した結果、内容が妥当であると認めるときは、自主防災組織の代表者に対し、「補助金等交付決定通知書 様式第4号(第8条関係)」を発行する。
- ・自主防災組織の代表者は、補助金交付決定通知を受けた後、申請内容、交付決定金額等に変更が生じる場合は、「補助事業等計画変更承認申請書 様式5号(第13条関係)」を市に提出すること。
- ・変更申請書の内容を審査した結果、補助金等の交付の変更を決定したときは、「補助金等変更決定通知書 様式第6号(第14条関係)」を発行する。

## (3) 実績報告及び補助金交付請求

### 【提出書類】

- ・補助事業等実績報告書 様式第7号(第15条関係)
- ・補助金等交付請求書 様式第8号

### 【添付書類】

- ・収支決算書 様式第10号
- ・領収書(コピー可、宛名は、自主防災組織名)
- ・実績を確認できる写真(資機材の種類や数量、活動内容が分かるもの)
- ・通帳の写し(振込先銀行、口座名義等のわかるもの)

※「補助事業等実績報告書」等は、事業(防災資機材整備、自主防災活動)実施後30日以内に必ず提出すること。

## 6. 申請書及び要領の取得

申請書の取得は、下記のいずれかの方法による。

### (1) 窓口

防災・危機管理課(市役所2階)、多度、長島、大山田地区市民センター  
桑部、在良、七和、久米、深谷、城南、伊曾島の各まちづくり拠点施設

### (2) 桑名市ホームページ

トップページ > 安全・安心 > 防災関連

## 7. 申請期間

令和6年4月8日(月)～令和6年6月28日(金)

※申請期間満了後において、予算に残余がある場合は、追加募集を行うことがある。

## 8. 申請場所

補助金の申請は、防災・危機管理課(市役所2階)、多度、長島、大山田地区市民センター及び各まちづくり拠点施設の各窓口にて、令和6年度桑名市自主防災組織育成事業補助金等交付申請書に事業計画書、見積書、役員等名簿、誓約書兼同意書を添付のうえ、直接持参により行うものとする(郵送不可)。なお、書類に不備等があった場合には、申請者に対して問い合わせの連絡をします。

## 9. 補助金の取消し及び返還

補助の申請に関し、目的外使用又は虚偽の申請等があったときは、補助金の全部又は一部を取り消すことがある。また、補助金の交付後に前述した事項が判明したときは、補助金の返還を命ずる。

## 【別表 1】

## 補助対象防災資機材一覧

防災倉庫	防災備蓄倉庫(大きさの指定なし)	※注 1、注 2
消火活動用	格納箱	※注 1
	消火栓用ホース、開閉器	
	かんそう(筒先)、可変ノズル付	
	可搬式動力ポンプ	
	可搬式動力ポンプバッテリー充電器	
	消防車両	
	ポンプ用ホース、吸水管、バッテリー、吸管付属部品	
	バケツ	
	背負式消火水のう	
	救助活動用	電池式メガホン、拡声器、ハンドマイク
携帯用無線機(トランシーバー)		
担架		
チェーンソー		
バール、金てこ		
ハンマー、掛矢		
ジャッキ		
ヘルメット		
発電機		
コードリール、延長コード		
リヤカー		
のこぎり		
万能斧、つるはし		
ロープ		
救助工具セット		
投光器、三脚		
一輪車		
はしご、脚立		
スコップ、シャベル		
避難誘導旗		
シグナル誘導灯		
番線カッター		
ライト、懐中電灯		
ランタン		
ラジオ		
けん引式車いす補助装置		
保護メガネ		
チルホール		
毛布、エアマット、マットレス、寝袋		
軍手		
雨合羽		
安否確認用物品		※注 3
救護活動用		救急医療セット
	AED (AEDトレーナーを含む)	※注 4
	防災シート(保温・断熱シート)	
	災害用テント	※注 2
	簡易トイレ、トイレテント	
	炊飯装置	
	ポリタンク	
	やかん	
	カセットコンロ	
	大鍋、かま	
災害用食器セット		

	組立水槽	
	トイレ処理剤、トイレ袋	
消耗品	トイレトペーパー	
	ガソリン缶、エンジンオイル	
	乾電池	
	ガスボンベ	
	カセットボンベ	
	土のう、土のう袋	
	粉末消火器（撤去・リサイクル料も含む）	
	ラップフィルム	
	プラスチック製便座	
	ウエス	
	生理用品	
	ろうそく	
	不織布マスク	
	プラスチック手袋	
	フェイスシールド	
防護ガウン		
その他	ベスト	
	浄水器	
	救命胴衣	
	腕章	
	ブルーシート	
	備蓄用食料・保存水（5年保存以上のもの）	※注5
	非接触型体温測定器	
	三角コーン コーンバー	
その他市長が認めた防災資機材		

※注1 設置する場合は、事前に占有許可申請や建築確認申請等の必要な手続きを行うこと。

※注2 「〇〇自主防災倉庫」、「〇〇自主防災組織」等の組織名を入れること。

※注3 「安否確認用物品」は、例として黄色いハンカチやタオル等、災害発生後に各家庭の安否を確認するのに有効な手段として活用される物品を対象とし、組織構成世帯全戸数を用意すること。

※注4 AEDはリースやレンタル等での申請は、補助金交付対象とならない。

※注5 備蓄用食料及び保存水は、各組織で所有する防災倉庫での備蓄を原則とするが、温度等の備蓄環境により、倉庫内での保管が適さない場合は、他の場所で保管することも可能とする。その際は、管理者、数量、賞味期限を明記した張り紙等を倉庫内に設置すること。なお、組織の防災用備蓄品であることから、各戸への平時からの配布は認めず、保管も1,2か所程度にまとめること。また、賞味期限の管理は、組織内で徹底し、賞味期限の迫ったもの（残り1～2年程度を目安とする）については、組織内の防災訓練等で使用することは差し支えない。

※自主防災倉庫等に配備する資機材を対象とするため、「安否確認用物品」以外の各戸への配布・貸出品は対象外とする。

※ネット通販等で購入を行う場合の送料や手数料等については対象とならない場合がある。また、見積書、領収書等の交付申請・実績報告等に必要な書類が用意できるようにすること。

## 【別表2】

### 補助対象自主防災活動一覧

防災訓練	消火訓練
	炊き出し訓練
	避難誘導訓練
	救出救護訓練
	情報収集伝達訓練

	避難所運営訓練	
	地域内の安全点検	
	タウンウォッチング	
	図上訓練	
防災意識啓発活動	防災マップ等の作成	
	避難所運営マニュアル等の作成	
	非常用名簿等の作成	
	啓発用チラシ、パンフレット等の印刷及び製本	
	講演会（講師謝礼代金含む）	※注 1
防災士資格取得費用	※注 2	
その他	資機材（ポンプ、消防車等含む）の修繕料	
	消防車等の保険料	
	その他市長が認めた自主防災活動	

※注 1 講師謝礼代金は、上限を 2 万円として領収書を受け取ること。

※注 2 申請時には、防災士資格取得申込書（講習料等資格取得費用がわかるもの）の写し及び推薦書（様式第 9 号）を添付すること。

※自主防災活動の補助金実績報告書を作成する場合には、活動が確認できるパンフレットやチラシ等（コピー可）を添付すること。

※上記の活動に要する経費を対象とするが、以下については対象外とする。

- ① 参加者への配布を目的とするもの（弁当やお茶等の飲食物、参加者への粗品類）
- ② 日当や研修等にかかる旅費（講師謝礼代金を除く）
- ③ 3 年毎に実施している学校区単位での防災訓練にかかる経費
- ④ 地区の他の行事と併せて防災訓練を行う場合における、防災訓練以外の経費

※自主防災活動において、訓練や活動内容は多岐に渡るため、上記以外についての対象の可否は、防災・危機管理課が決定する。